

秋田県第二種特定鳥獣管理計画  
(第4次ニホンザル)

秋 田 県

平成29年3月 (策定)



## 目 次

第 1	計画策定の目的及び背景	-----	1
1	計画策定の目的	-----	1
2	計画策定の背景	-----	1
第 2	管理すべき鳥獣の種類	-----	2
第 3	計画期間	-----	2
第 4	管理を行うべき区域	-----	2
第 5	管理の目標	-----	3
1	現状	-----	3
2	管理の目標	-----	7
第 6	管理の施策	-----	7
1	管理のための地域区分	-----	8
2	地域区分に基づく管理対策	-----	8
3	捕獲を伴う個体群管理	-----	10
第 7	その他の管理に必要な事項	-----	14
1	モニタリング	-----	14
2	計画の実施体制	-----	15



## 第1 計画策定の目的及び背景

### 1 計画策定の目的

白神山地地域の秋田県側に生息するニホンザルについて、科学的・計画的な管理を実施することにより、計画区域内の地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図り、人とニホンザルとの共存を実現することを目的とする。

なお、本計画は、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次ニホンザル）が平成29年3月31日をもって終了するため、新たに秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ニホンザル）として策定するものである。

表-1 管理の指針

管理の進め方	管理の目的
時代背景を確認するとともに、各地域における保護管理のポイントを見極める。	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域個体群の安定的維持</li><li>・農林水産業被害の軽減</li><li>・人とニホンザルとの共存</li></ul>

### 2 計画策定の背景

ニホンザルは、過去には県内のほぼ全域に生息していたとされているが、明治初期からの漢方薬や食肉及び毛皮の採取を目的とした乱獲、大規模な生息地の改変などにより、各地で地域個体群が絶滅し、現在、群れでの生息が確認されているのは白神山地地域と、その他一部の地域に限られる。

国のレッドデータブック（2002年）によれば、東北地方のホンダザルとして「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」とされていたが、2007年（平成19年）8月の改訂では、分布域拡大・個体数増加の傾向があるとして、その指定から除かれている。

なお、本県のレッドデータブックでは、近い将来において野生での絶滅の危険性が高いものとして「絶滅危惧種IB類（EN）」とされている（秋田県2002）。

しかしながら、白神山地地域は、標高の高い地域までスギの植林が進み、ニホンザルの生息適地である落葉広葉樹林が減少したことに加え、1947年（昭和22年）から禁猟措置が採られたこと、中山間地域における過疎化・高齢化に伴う農林業従事者の減少により追い払いや追い上げ圧が極端に低くなったことなどから、ニホンザルの群れの分布は、山岳地から里地にかけて年々拡大し、農林作物への被害が多発しており、現在は深刻な社会問題となっている。

## 第2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息するニホンザル (*Macaca fuscata* 以下「サル」という。) を対象とする。

サルは本州、四国、九州などに生息するサル目オナガザル科ニホンザル亜目の動物で、日本の固有種である。

体重は成獣雄で10～18kg、雌8～18kgで、全身は長い体毛に覆われ、体毛の色は茶褐色ないし灰褐色で、腹と手足の内側がやや白い。顔と尻は裸出して赤い。

ブナ林やミズナラ、コナラ林などの落葉広葉樹林にすみ、数頭の雄と雌の成体とその子供からなる十数から百十数頭までの群れで遊動生活をする。また、群れの周辺には単独で生活する個体（主として雄）も見られ、ハナレザル・ヒトリザルと呼ばれるものもある。

昼行性で、樹上や地上で生活し、食性については雑食性で、果実・種子・葉・芽・昆虫その他の小動物を採食するが、量的には植物が多い。近年、全国各地で、分布域の拡大や個体数の増加、人里への群れの進出による農作物被害の多発が顕著である。

## 第3 計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画と同一期間）とする。なお、計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて改訂の検討を行う。

表-2 保護管理計画一覧

名 称	期 間
第1次秋田県ニホンザル保護管理計画	平成18年4月1日～平成19年3月31日
第2次秋田県ニホンザル保護管理計画	平成19年4月1日～平成24年3月31日
第3次秋田県ニホンザル保護管理計画	平成24年4月1日～平成27年5月28日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第3次ニホンザル)	平成27年5月29日～平成29年3月31日
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第4次ニホンザル)	平成29年4月1日～平成34年3月31日

## 第4 管理を行うべき区域

国設鳥獣保護区を除く、能代市・八峰町・藤里町・北秋田市・大館市の5市町とする。

(サルの群れの生息が確認されている地域)

## 第5 管理の目標

### 1 現状

#### (1) 概況

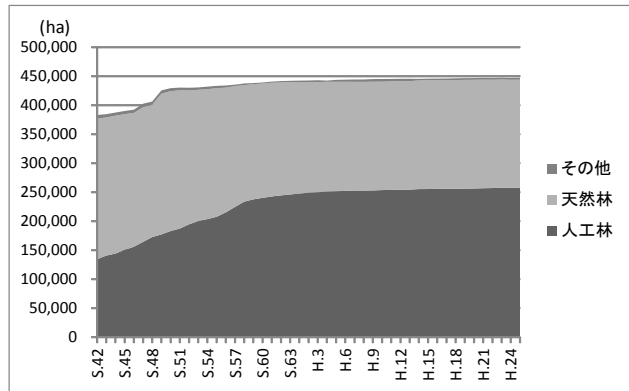
本県の森林面積は、国有林と民有林を合わせて約 82 万haであり、県土の約 7 割を占めている。このうち約 5 割がスギを始めとした人工林であり、これは、昭和 44 年から展開された年間 1 万ha造林運動等により、天然林の多くがスギなどの針葉樹林へ転換された結果である。

特に、民有林においては 58 %を占め、人工林面積は 25 万 8 千haに達している（平成 26 年度末現在）。

サルの生息適地は、主にブナ林やミズナラ、コナラ林などの落葉広葉樹林であるが、白神山地域においても、針葉樹林への転換に伴い、落葉広葉樹林が減少した。

さらに、戦後の狩猟獣からの除外や農山村における過疎・高齢化に伴う農林業従事者の減少による追い払い・追い上げ圧が極端に少なくなったという背景もあり、サルが山間部から里山や耕作地周辺へ出没するようになり、能代市、八峰町、藤里町を中心にサルによる農作物被害が発生している。

図-1 民有林の人工林・天然林別森林面積



#### (2) 生息状況

##### ア 分布の状況

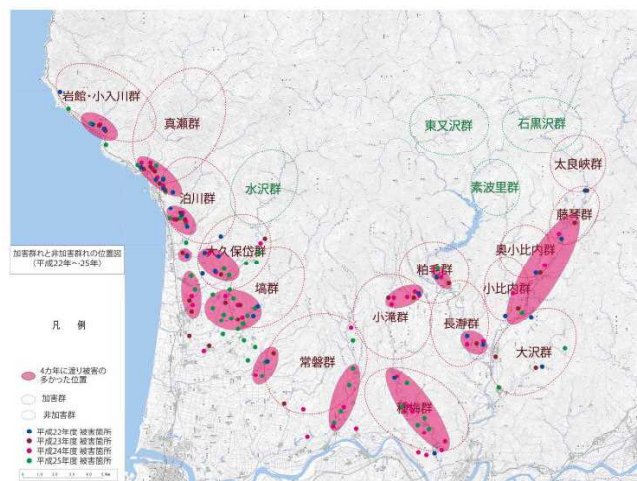
本計画対象地内のうち、八峰町の八森地区から峰浜地区北部及び能代市北部、藤里町の素波里湖の東側にかけては、約 40 集団の群れが連続して分布していると考えられている（環境省, 2000; 2001; 2002）。

2007 年（平成 19 年）より、県では分布調査を実施しており、平成 24 年度までの調査で、重点防除地域内及び緩衝地域

において 19 の群れを確認している。重点防除地域における農業被害の発生状況との重ね合わせから、19 群中 15 群が加害群であると推定されている（図-2）。

なお、本調査では、計画対象地域内の群れ構成を全て把握するに至っておらず、過年度に確認した群れについては、遊動域に変化が生じている可能性や、分裂・消滅などにより、群れの存在自体が変化している可能性があることに留意が必要である。

図-2 加害群と非加害群の分布状況



## イ 生息個体数の状況

集団を構成する個体数は、群れでは数頭から 40 頭弱、オスグループでは数頭程度であると考えられる。ここで集団構成頭数を 25 ～ 35 頭と仮定し、40 集団が生息しているとする、約 1,000 ～ 1,400 頭のサルが生息していることになる（環境省 2000;2001;2002）。

また、八峰町に生息する 6 集団の遊動域と集団個体数を調査した結果、平均遊動域面積は 1,297 ha で平均個体数は 23.75 頭であった。ただし、平均個体数については、断片的な観察に基づくものなので、実際はもっと多いと考えられる（表-3）（秋田県 2004）。

前項で述べたとおり、本県が平成 19 年より実施している調査によれば、平成 24 年までの調査で確認された各群れ（19 群）の個体数を合計すると、760 頭以上が確認されている。ただし、全体の生息個体数を推定するに十分な調査手法及びデータ量ではないため、参考程度に留めるべきである。

表-3 6 集団の遊動域面積と集団の個体数

区 分	平 均	最 大	最 小
遊動域 (ha)	1,297	2,859	492
個体数 (頭)	23.75	34	16

## (3) 被害状況

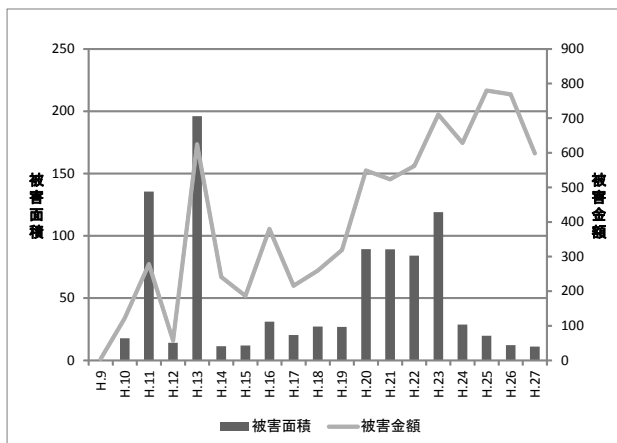
### ア 農林業被害

県内における農林業被害は、昭和 63 年の旧八森町での報告をかわきりに、主に県北部で発生している。近年、被害面積は減少しているが、被害額は増加傾向にある。（図-3、表-4）

被害作物については、水稻・ナシ・ブドウ・ネギ・大豆・トウモロコシなどの田畑及び果樹園等の身近な農作物の被害が出ている。

なお、平成 27 年のニホンザルによる県全体での農業被害面積は 11.15ha で、被害額については 598.6 万円である。

図-3 県内の農業被害の推移（ニホンザル）





表－4 農林業被害状況の推移（面積は被害区域面積）

単位：面積(ha)、金額(万円)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
被害面積	0.42	17.80	135.46	14.16	196.10	11.35	11.95
被害金額	4.5	121.6	278.4	57.1	624.4	241.5	186.4

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
被害面積	31.03	20.43	27.22	26.95	89.28	89.16	84.06
被害金額	379.8	215.9	259.5	318.9	548.9	523.3	561.8

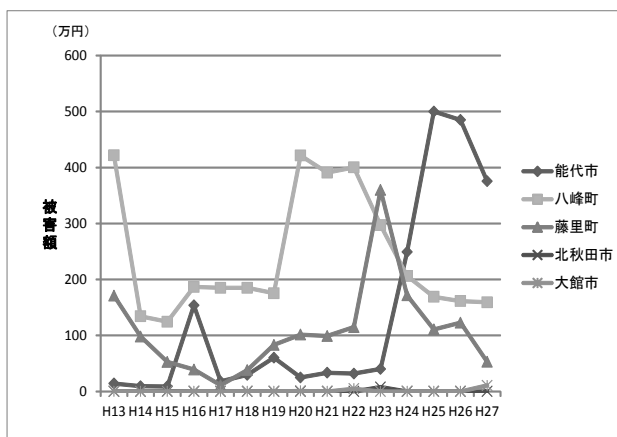
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
被害面積	119.00	28.83	19.73	12.32	11.15
被害金額	710.5	628.5	779.9	769.2	598.6

図－4 管理区域内の市町村別被害額の推移

管理区域内の市町村別被害額については図－4のとおりである。

平成22～23年頃より八峰町と藤里町では被害額が減少してきているが、能代市の被害額は急増している。

平成9年からの秋田県内の被害額を累計すると7,800万円を超えており、今後も、さらに被害が拡大するおそれがある。



#### イ 人身被害

サルによる人身被害については、本計画対象地内である大館市で、平成18年3月から8月にかけて7名が足をかまれるなどの被害を受けているが、その後は発生していない。

#### (4) 被害防除状況

県内で実施されている主な被害防除対策は、防護柵及び電気柵の設置、追い上げ、追い払い等の実施である。また、森林の整備や有害捕獲、協議会の設置等なども実施しており、今後も効果的な防除方法等の検討が急がれる。(表－5)。

表－5 主な被害防除対策

市町村名	防除対策名	内 容
能代市 八峰町 藤里町	電 気 柵	町が補助事業により設置
	防 護 柵	被害農家が各自、防護柵・防護網を設置
	追い上げ	猟友会による銃器を用いた追い上げや捕獲活動
	追い払い	被害農家がロケット花火等により追い払いを実施 追い上げボランティア隊による追い払い（H20で終了）
	森林整備	放任果樹等の撤去及び雑木林の刈り払い
	有害駆除	箱罠（檻）・銃器による捕獲
	協議会開催	被害農家、自治会、猟友会等
秋田県	モニタリング	発信機によるテレメトリー調査 群れの数、個体数、構成内訳等の調査
	森林整備	スギ人工林を広葉樹との混交林へ誘導
	学 習 会	広域的な対策及び最新技術の講習
	協議会開催	地域住民、市町村、県

(5) 捕獲状況

平成20年度より農業被害が著しく拡大したことから、平成20年8月に秋田県有害駆除捕獲許可事務の取扱要領を改正し、被害対策や追い上げ、追い払い、農地管理、森林の整備を実施しても被害が防止できない場合には、「ニホンザルに係る有害鳥獣捕獲許可の取扱いについて」により有害駆除を実施する旨を追加した。

表－6 捕獲等の実績

(単位 許可数：件、捕獲数：頭)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数
八峰町	19	27	33	78	38	64	31	100
藤里町	8	10	18	19	16	7	16	12
能代市	3	0	7	9	22	41	20	25
計	30	37	58	106	76	112	67	137

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数	許可数	捕獲数
八峰町	33	89	32	51	32	84	32	74
藤里町	14	26	7	12	9	18	7	22
能代市	22	19	12	14	9	13	9	15
計	69	134	51	77	50	115	48	111

## 2 管理の目標

本計画対象地域内に生息するサルは、森林生態系の重要な構成要素であると位置づけ、その個体群維持に努めるとともに、中山間地域における農林業被害の軽減を目指す観点から、管理の目標は次の2点とする。

### ア 地域個体群の安定的な維持

- 生息分布状況と生息個体数を指標としたモニタリングを行い、個体数の急激な増減を抑制し、地域個体群の安定的な維持を図る。
- 隣接県と連携しながら管理を進めて、地域個体群の安定的な維持を図る。
- 本計画地域は、世界遺産地域周辺部という社会的に重要な地域であり、また、被害問題を誘因した原因の一つが落葉広葉樹林の減少と考えられることなどから、計画地域の農耕地を含めた地域の環境を適切に保全管理することで、被害の軽減と野生動物の保護を両立させる。

### イ 農林業被害の軽減

- 計画対象地のサルの地域個体群を安定的に維持するということが前提であることから、被害を完全に防止することは極めて困難であるが、各種施策を総合的に実施し、被害を極力軽減するものとする。

## 第6 管理の施策

サルの管理は、前述の目標を踏まえ、群れごとの加害レベル判定に基づく個体群管理に加えて、電気柵の設置や人や犬による追い上げ、追い払いなどの被害防除対策の実施と、適正な植生の回復などによる生息環境管理の3つの方策を総合的に推進することにより、被害を効果的に防除することを基本とし、各種の農林業施策と自然環境保全施策の連携をとりつつ、中・長期的な観点から生態系の健全性の回復に取り組むことにより、サルの生息環境の維持保全を図ることとする。

農作物の被害防除を進めるに当たっては、複数の方法を複合的に組み合わせる実施することが重要であり、農耕地に限らず、その周辺地域を一体的にとらえて、各種施策の効果が最大限となるよう、科学的根拠に基づいた計画を立案する必要がある。

サルの個体群管理については、サルが基本的に群れで行動する動物であるため、群れの管理が基本となる。群れは、群れごとに個体数や加害レベルが異なるという特性を持つため、その管理を行う際には、加害する群れを特定し、その加害レベルや行動域、群れの個体数等の現況を把握する必要がある。その上で、群れごとに目標を明確にした捕獲（加害個体の捕獲、群れの規模の管理、群れ数の管理、分布域の管理）を行うこととする。

なお、サルの群れの個体数が増えて分裂すると新たな加害群が生まれ、加害地域が広がる可能性がある。また、群れの分裂は、捕獲など人為的な圧力をかけた場合に起きることもあるので、群れが分裂したときは、分裂した群れを捕獲するなどの対処ができるように、捕獲と

平行してモニタリングを行う必要がある。

これらの対策を効果的に実施するためには、地域住民の意識啓発に加え、指導・普及体制の確立や人材育成体制の整備を行うとともに、行政・住民・ボランティア等の役割分担を明確化し、防除対象地域の地形や気象条件等を考慮しつつ、適切な社会合意を得ながら行う必要がある。

## 1 管理のための地域区分

管理に当たっては、サルの生物学的特性や地域社会の特性を考慮しつつ、地域個体群の安定的持続と農林業被害の軽減を図るため、ゾーニングを行う（表－7）。

表－7 保護管理のゾーニング

地域区分	設定区域	地域特性	保護管理対策
ニホンザル保護地域	国指定白神山地鳥獣保護区 白神山地世界遺産地域 (国自然環境保全地域)	・サルを含めた原生的 自然生態系の保全地 域	・原則として自然の推移に委ねる。
ニホンザル緩衝地域	ニホンザル保護地域とニ ホンザル重点防除地域を 除く地域	・被害発生原因を除去 するための環境整備 対策を行う地域	・野生動物の餌資源となる環境の 生産性を回復させる（人工林の 間伐、混交林化等）。
ニホンザル重点防 除地域	農耕地、住居地等及び農 耕地から1 km以内の森 林	・農地内及び周辺にお ける直接的な被害防 除対策と農地管理対 策を行う地域	・野生動物の餌資源となる環境の 生産性を低める（農地内の作物 管理、網・柵などの農地周辺の 対策、後背地での低木の伐採、 下草の刈り払い、追い上げの実 施など）。 ・加害レベル判定に基づく個体群 管理

## 2 地域区分に基づく管理対策

### (1) ニホンザル保護地域

白神山地世界遺産地域（国自然環境保全地域）を含む国指定白神山地鳥獣保護区であり、原則として自然の推移に委ねるものとする。

### (2) ニホンザル緩衝地域：被害予防・原因の解消と保護管理の両立

サルの生息環境は、落葉広葉樹林の減少によって攪乱<sup>かく</sup>され、このことが、サルの生息域を里地、里山や農耕地へ拡大させた根本的な原因の一つとなったと考えられる。

これらの原因解消とサルの保護管理を両立させるためには、この地域の針葉樹の針広混交林化への誘導や間伐等による下層植生の回復を図るなど、長期的視野に立ちサルにとって良好な生息環境の回復に努める必要がある。

また、こうした取組は、サル以外の動物被害の解消にも有効と考えられる。

### (3) ニホンザル重点防除地域：水際での被害防除

#### ア 農地管理

被害対策としての農地管理には、放置果樹等の撤去、サルの好まない作物の選定や作付け場所の変更、農地を柵で囲うなど、他県で既に効果が確認されている様々な防除対策があり、これらは除草や病害虫防除対策などの作業と同様に、農作業の一環として持続的に行われることが望ましい。

また、電気柵や簡易柵を設置する場合には、場所の条件にあった効果のある素材、設置方法の選定、メンテナンスを科学的・計画的に行うことが重要である。

このような一連の対策は、サル以外の動物から農作物を守るためにも有効である。

#### イ 追い上げ・追い払い

追い上げや追い払いは、主に耕作地に現れるサルに対して行われる防除方法で、パチンコやロケット花火などが使われている。また、地元猟友会の協力を受けて、散弾銃を使用した実弾での追い上げも行われているが、こうした追い上げや追い払いは、食害の可能性のある農地を定期的に見まわることにより効果が発揮される。実弾の使用は危険が伴うことから、実施に当たっては、実施体制の整備を行うとともに、実施後の追い上げ効果についても検証することとする。

発信器を装着した個体がいる群れでは位置の特定が可能になり、追い上げや追い払いが容易になることから、各種調査事業等で捕獲したサルを放獣する場合には、できる限り発信器を装着する。

#### ウ 農地周辺の森林整備

この地域の農地の周辺には、落葉広葉樹林とスギ人工林が混在している所が多く、サルの採餌や休息の適地となっており、これが、サルが農地に出没しやすい状況を作っていると考えられる。このため、スギ人工林の枝払い等の管理や、間伐などを行い、植林地の見通しを良くすることや、農地周辺の低木の伐採や下草の刈り払いなどを行う必要がある。

こうした対策は、サルの発見を容易にし、追い払われたサルはより遠くまで逃走しなければならなくなるため、心理的にも農地に出にくくなる。

これらの対策を効果的なものとするためには、農地及び地域全体を視野に入れた計画を立て、かつ継続的に実施する必要がある。

#### エ ハナレザルへの対応

ハナレザルは、メス中心の群れから離れたオスの単独又は数頭の集団であり、生息地域から遠く離れて移動することがあるため、野生ザルの習性に不慣れな地域では、大きな問題となる傾向がある。

ハナレザルが出没した場合、出没地域の住民に対して餌付け行為の禁止、誘因物の管理、追い払い等の指導を行う。追い払い等を行っても集落や住宅地から移動しない場合や、人を威嚇したり民家に侵入するなど人身被害が発生する可能性が高い場合は、箱わななどを使って適切に捕獲する。

### 3 捕獲を伴う個体群管理（原則として重点防除地域内）

捕獲による被害対策は、現在全国各地で行われているが、本県においても平成 20 年度から実施している。捕獲で群れが弱くなることにより他の群れが新たに侵入したり、また、駆除された群れの個体数が、すぐに回復して駆除前より増加し、被害が拡大する場合があるなどの報告がある。しかしながら、被害農家の立場で考えると、早期に被害原因の排除が必要であり、その遅れが生活の糧に直結する。このため、農林業被害等を発生させる加害群れに対して、様々な対策を実施したにもかかわらず被害が軽減しない場合には、群れの加害レベル判定に基づいて、銃器や箱わなを用いた捕獲・捕殺等による個体群管理を実施する。

#### (1) 群れの加害レベルの判定

群れの加害レベルは、0 から 5 までの 6 段階に区分される。加害レベルの判定は、群れの出没頻度、出没規模、人への反応、耕作地の被害程度、生活環境被害のそれぞれについて、現地調査、地域住民等へのアンケート調査、専門家又は行政担当者によるチェックのいずれか、あるいは複数の方法を用いて、判定表（表－8）に基づいて行う。

表－8 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	農作物等への加害状況	生活被害
0	山奥にいるため見かけない。	群れは山から出てこない。	遠くにおいても、人の姿を見るだけで逃げる。	被害作物はない。	被害なし。
1	季節的に見かけることがある。	2、3頭程度の出没が多い。	遠くにおいても、人が近づくと逃げる。	林縁部に自生するカキやクリが食べられる。林縁部にあるホダ場のシイタケが食べられる。	宅地周辺で見かける。
2	通年、週に1回程度どこかの集落で見かける。	10頭未満の出没が多い。	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない。	極めてまれに農作物が食べられる。簡易な柵やネットなどの対策が必要である。	庭先に来る、屋根に登る。
3	通年、週に2、3回程度どこかの集落で見かける。	10～20頭程度の出没が多い。	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる。	主に畦の草本類や落ち穂を食べる。季節的に農作物を食べる。恒久的な柵やネットなどの対策が必要である。サルの被害で収穫できない作物がある。	器物を破損する。
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落で見かける。	20頭以上の出没が多い。	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる。	通年的に果樹、野菜、稲などの農作物を食べる。柵を乗り越えて農地に出没する。被害により耕作を放棄する農地がある。	住居侵入が常態化。



各指標のポイントを合計して加害レベルを判定

合計ポイント	加害レベル	群れの状況
0	0	サルの群れは、山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1-2	1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
3-7	2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
8-12	3	サルの群れは、季節的にその大半の個体が耕作地に出てきて農作物に被害を出している。
13-17	4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
18-20	5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害のおそれがある。人慣れが進んでいるため、被害防除対策の効果が少ない。

## (2) 加害レベルに応じた個体群管理方法

個体群の管理に当たっては、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数（群れサイズ）、群れの配置状況（群れの分布が連続しているか、孤立しているか）を考慮して、「加害個体除去」、「加害群の個体数調整」、「加害群の除去」の管理方法を使い分けて捕獲を実施する。

管理の目標とする群れサイズに関しては、八峰町に生息する 6 集団について集団個体数を調査した結果、平均個体数は 23.75 頭であったことと、本計画においてサルの生息個体数を推定する際に集団構成頭数を 25 ～ 35 頭と仮定していることから、24 頭以下を「群れサイズ小」、25 頭以上を「群れサイズ大」とする。なお、群れサイズの目標数値については、今後も現地調査などで知見を集積し、追い払い等の被害防除対策のしやすさや群れの分裂の可能性等を考慮した上で、適宜見直しを行っていくものとする。

#### ア 管理方法（捕獲オプション）

##### 【加害個体除去】（選択捕獲）

群れの存続を前提としており、農作物被害を主導する個体あるいは人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を現地調査等により識別し、選択的に捕獲する。

##### 【加害群の個体数調整】（部分捕獲）

群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、次の条件を満たす場合に、加害群の個体数の抑制又は加害度が高い個体の除去を目的に、群れの一部を捕獲する。

- ・被害防除と生息環境管理が実施されていること。
- ・捕獲後のモニタリング体制が整っていること。

##### 【加害群除去】（群れ捕獲）

加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実施しても被害が軽減しない群れについては、次の条件を満たす場合に、群れの全個体の捕獲を検討する。なお、加害群除去においては、地域個体群及び遺伝的多様性の維持に配慮することとし、群れサイズが大きく多数の個体を捕獲する必要があるなどの場合は、必要に応じて野生鳥獣保護管理対策検討委員会の承認を得て実施するものとする。

- ・対象としている群れがテレメトリー調査等によって明確に識別できていること。
- ・被害防除と生息環境管理が徹底されていること。
- ・実施可能な捕獲計画であること。
- ・捕獲後のモニタリング体制が整っていること。

加害群除去を実施する場合には、仮にそれが失敗すれば逆に被害対策がより困難になったり、被害の拡散を招く危険性もあるため、実施に当たっては十分な事前調査を行い、他の対策の進行状況を精査した上で、その必要性や実効性について検討することが求められる。

#### イ 管理方法（捕獲オプション）の選択条件

原則として、表－9 に示す手順に従って個体群の管理方法を選択する。なお、選択に



当たっては、前項で示した前提条件を満たしていることが必要である。

表－9 管理方法（捕獲オプション）の選択条件

加害レベル	群れ配置	群れサイズ	管理方法（捕獲オプション）	備考
0	－	－	捕獲は実施しない。耕作地、集落に出没しないか動向を把握する。	追い払い等の初期対応を実施し、加害レベルを上げないことが重要
1	－	－	原則、捕獲は実施しない。被害防除対策に努める。	
2	－	小	必要に応じて選択捕獲	
		大	部分捕獲	
3～4	－	小	選択捕獲	
		大	部分捕獲	
5	孤立	小	選択捕獲	
		大	部分捕獲	
	連続	小	群れ捕獲	
		大	部分捕獲 / 群れ捕獲	

#### ウ 捕獲方法

加害群（個体）を特定して捕獲を行う。そのため、群れ（個体）の識別が可能な銃器による捕獲を原則とするが、法律等により銃器の使用が制限されている場所においては、箱わなによる捕獲を行う。

また、適切な被害防除と生息環境管理、個体群管理を行っているにもかかわらず、被害が継続して発生する地域では、県と協議し、箱わなによる捕獲を行うことができるものとする。なお、非加害群や加害レベルの低い群れを捕獲するおそれがあるため、山林や被害の発生していない農地では、箱わなによる捕獲を行わない。

「加害群除去」（群れ捕獲）の場合を除き、箱わなを設置する際は目的数以上の捕獲を行わないよう小型の箱わなの使用を原則とする。

#### エ 捕獲後の対応

箱わなにより捕獲した個体は、銃器又は深麻酔等により、できる限り苦痛を与えない方法で殺処分し、実験動物としての利用はしない。銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく、焼却等により適切に処分する。

また、捕獲個体については記録を残すとともに、捕獲個体がいた群れの動向や被害の変動についてモニタリング調査を実施し、今後の保護管理のための資料として活用できるようにする。

## 第7 その他管理に必要な事項

### 1 モニタリング

生息地の変化や個体数の増減などがサルによる被害に大きな影響を与えることから、計画をより実効性の高いものにするため、サルの生息状況や被害状況などについて継続的にモニタリングを行い、その結果を管理計画にフィードバックする。

#### (1) 役割分担

県は、管理計画を策定し、生息状況や被害状況について地域個体群全体を対象としたモニタリングを行い、計画の評価、検証、変更を行うものとする。その際は、生息地が連続している青森県と情報交換を図りながら進めるものとする。

また、管理計画を適切に推進するため、県、市町村、関係団体等で構成する連絡協議会を設置するものとする。(白神山地ニホンザル保護管理対策協議会)

市町村は、被害防除対策の実施主体であり、防除対策及び加害レベルに応じた個体群管理の実施及び効果の把握を行うものとする。

特に、個体群管理を行う場合には、県と協力してモニタリングを実施し、その結果を計画に反映させるものとする。

#### (2) モニタリングの調査頻度

モニタリングは、その目的や内容に応じて、調査頻度が異なり、管理計画の計画期間と連動するものと、期間と連動せずに単年度を単位として実施するものとに分けられる。

地域個体群全体を対象としたモニタリングは、現行計画の見直しや次期計画を策定するために実施されることから、管理計画の計画期間と連動するものである。分布域や生息個体数の動向を把握するための調査は随時行うが、その結果のとりまとめと解析は、おおむね5年ごとに行うものとする。

#### (3) モニタリングの内容

##### ア 県及び市町村が行うモニタリング

##### ○ 地域個体群の生息域の動向調査

###### 【個体群の分布域】

アンケート、聞き取り及び現地調査により、加害群の分布及び奥地での群れの分布状況等を調査する。

###### 【生息個体数及び群れの構成】

直接観測や痕跡調査等の現地調査により、生息個体数や群れの構成を調査する。

###### 【地域個体群の加害レベルの把握】

確認されている群れごとに、加害レベルの状況と変化を把握する。

##### ○ 全県的な被害の動向

農林担当部局で実施している被害調査資料を基に、被害の動向を把握する。

## イ その他

サル保護管理を行う上で、新たに必要となる事項が発生した場合は、実施主体、方法、頻度などを検討し、可能な範囲でモニタリングを行う。

## 2 計画の実施体制

幅広い合意形成を図るため、県、市町村、農業団体等の関係機関、被害農家、地域住民などで協議するものとする。

### (1) 県の役割

- ・管理計画の策定、見直しを行う。
- ・市町村の管理実施計画の申請時には、助言・指導及び承認の検討を行う。
- ・鳥獣担当部局が中心となり、農林担当部局などとの調整を図り、連携のとれた総合的な施策として管理計画を推進する。

### (2) 市町村の役割

- ・被害防除対策の主体であり、各種の対策を実施する。
- ・被害農家などへ指導・助言を行う。
- ・各被害防除対策を実施しても被害軽減の効果が得られない場合は、管理計画に沿った市町村管理実施計画を策定して実行する。
- ・市町村管理実施計画を実行するに当たっては、各被害防除対策が有効に機能するように適切な措置をとるほか、県と連携して広域的な実施体制の整備を図る。

### (3) 野生鳥獣保護管理対策検討委員会の役割

学識経験者や関係団体等で構成する野生鳥獣保護管理対策検討委員会は、本計画を推進するため、以下の役割を担うものとする。

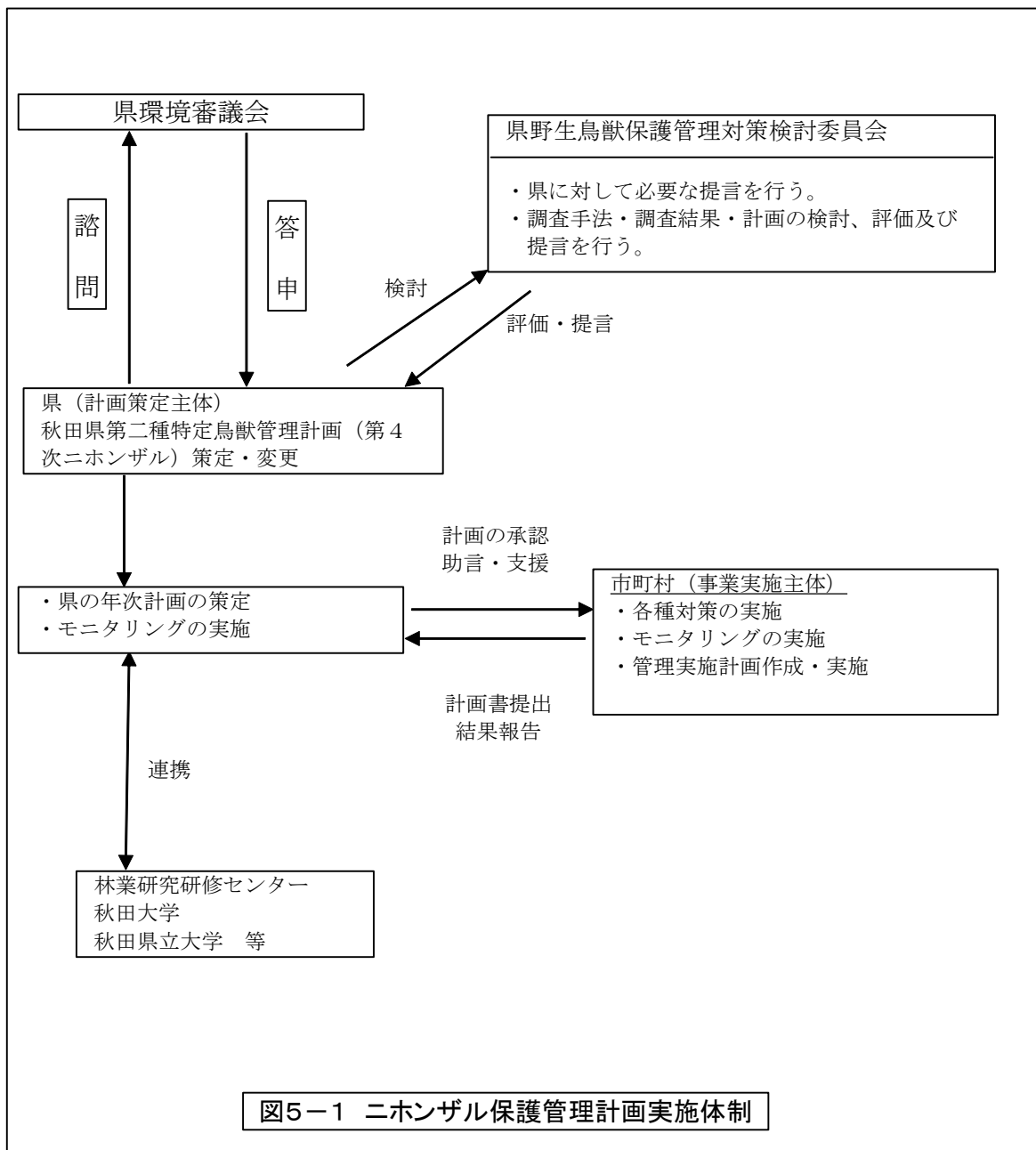
ア 計画の評価及び見直し

イ 関係施策についての必要な検討及び助言

ウ モニタリング結果の評価、分析等

### (4) 農家、地域住民の役割

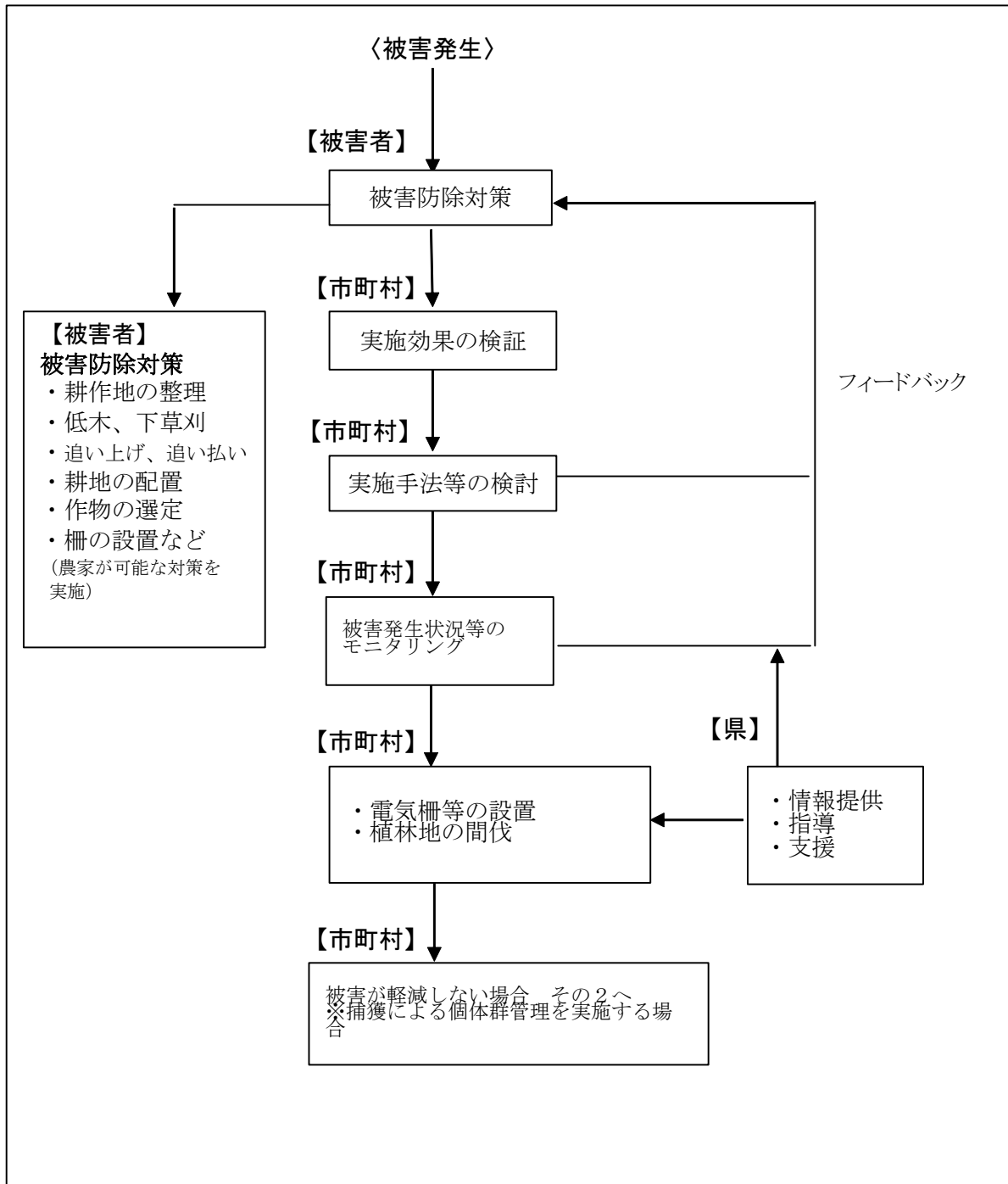
農家、地域住民は、市町村や農業団体等と連携して、サルを農地や住宅地に誘引しない地域づくりに努める。



引用文献

- ①環境省2000 秋田県側白神山地地域におけるニホンザル分布調査 2000年度 報告書
- ②環境省2001 秋田県側白神山地地域におけるニホンザル分布調査 2001年度 報告書
- ③環境省2002 秋田県側白神山地地域におけるニホンザル分布調査 2002年度 報告書
- ④環境省2002 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物  
— レッドデータブック— 1 哺乳類 2002年
- ⑤秋田県2002 秋田県の絶滅のおそれのある野生生物 2002  
— 秋田県版レッドデータブック— 動物編
- ⑥秋田県2004 SL16-Y1 白神山地ニホンザル生態調査業務委託

被害対策の概念図(その1)



被害対策の概念図(その2)

